

重要事項説明書
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
(2023年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 介護老人保健施設シーダ・ウォーク
- ・開設年月日 2004（平成16）年10月1日
- ・所在地 東京都杉並区桃井三丁目4番9号
- ・電話番号 03-5311-6262 ・ファックス番号 03-5311-6180
- ・管理者名 吉田 晴彦
- ・介護保険指定番号 1371509595号

(2) 事業所の職員体制

勤務する職員の職種、員数は下記を下回らないものとします。

1. 管理者 1名
2. 理学療法士 または 作業療法士 または言語聴覚士 1名

(3) 訪問リハビリテーションサービスの営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は以下の通りとする。

- (1) 営業日 国民の祝日及び12月30日から1月3日を除く月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

2. 事業の目的と運営方針

・事業の目的

当事業所は、社会医療法人 河北医療財団の目的である「質の高い怒（おもいやり）のある医療を行うとともに地域の健康向上に寄与する」の事業活動として運営することを目的とします。

・運営方針

- ①当事業所の訪問リハビリテーションサービス提供者（理学療法士、作業療法士等）は居宅生活のサービス実施に必要な知識・技術の提供や指導により、利用者及び家族の不安を軽減し、在宅生活が継続できるように支援します。
- ②当事業所の訪問リハビリテーションサービスの実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの適切な連携により、利用者及びその家族がQOL（生活・生命・人生の質）を高められるように支援します。

3. 訪問リハビリテーションサービスの提供方法及び内容

- ①利用開始に当たっては、利用者のかかりつけ医による訪問リハビリテーション指示に基づき、利用者の心身の状態を踏まえて訪問リハビリテーション実施計画書を作成しサービスを提供します。
- ②サービスの内容として、身体機能・動作能力評価と日常に関わる諸動作の練習及び生活に関わる動作環境の指導・アドバイスなどを提供します。
- ③訪問リハビリテーションサービス提供時には所定の記録用紙に訪問リハビリテーションのサービス内容を記載し、利用者へお渡しします。
- ④随時、訪問リハビリテーションサービス計画をかかりつけ医へ報告し、必要な場合はかかりつけ医と

直接連絡を行います。

4. 要望及び苦情等の相談

当事業所には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

○連絡先

電話 03-5311-6262(代)

*年末・年始及び日祝日を除く月曜日～金曜日の9時～17時30分

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

また、文書にて管理者にお申し出いただくこともできます。

その他、次の公的機関にご相談いただくこともできます。

○杉並区保健福祉部介護保険課 事業者係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-3312-2111

○東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館

電話 03-6238-0177 (直通)

5. 利用料金

利用料金は以下の項目となります。各費目及び内容は後掲の料金表に定めます。

(1) 基本利用料

訪問リハビリテーション費（利用時間によって利用料が異なります。）

介護保険の自己負担分を「介護保険負担割合証」に記載された割合によりご負担いただきます。

(2) 加算利用料

介護保険制度で規定された加算利用料です。該当した場合には、自己負担分を「介護保険負担割合証」に記載された割合によりご負担いただきます。

(3) 交通費

通常の事業の実施範囲を超えてサービスの提供の為に訪問する場合に実費をご負担いただきます。

（通常の事業の実施範囲：杉並区のうち、今川、桃井、上荻、西荻北を含む、当事業所よりおおむね半径1km以内）

(4) キャンセル料金

利用者の都合でサービスを中止する場合で、利用当日の午前9時までにご連絡がなかった場合は、キャンセル料をご負担いただきます。

6. 科学的介護情報システム（LIFE）への情報提供

厚生労働省で運用する科学的介護情報システム（LIFE）へ介護データの提供を行います。その際のデータは、各個人が特定されない形で提供します。

7. その他

(1) 事業所は自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(2) 事業所のサービス提供者は、訪問リハビリサービスに必要な知識と技術の向上を図るため、その研修の機会を確保し勤務体制を整備します。

- (3) 事業所は基本としてチーム制でサービス提供を実施し、チームメンバーが交替で利用者のサービスを提供します。
- (4) サービス提供者側の急な体調不良等により、予定した日時に訪問ができない事由が発生した場合には、事業所は利用者及びその家族と協議の上、日時変更や延期等対応致します。
- (5) 事業所は、利用者及びその家族が求めるサービス内容において、提供することが困難な事由が発生した場合には、協議の上一時中止する場合があります。
- (6) 事業所の職員は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を厳守します。
- (7) 事業所の職員は、退職後においても業務上知り得た利用者及び家族の秘密を厳守します。
- (8) 個人情報に関する取り扱いについては、事業所設置主体の社会医療法人河北医療財団が定める「個人情報保護方針」に則り、個人情報使用同意書に則した対応を行いません。
- (9) 利用者はいつでもサービス提供者（訪問リハビリテーション職員）の変更相談を申し出ることができます。その場合、事業所が変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- (10) 事業所は職員の人事異動等がある場合、サービス提供者を変更することがあります。その場合には事前に利用者の了解を得ます。
- (11) 契約書等にある「身元引受人」とは、利用者の判断能力等に支障が見られる場合や、支払い困難な場合、その対応や判断に応じていただく方とします。